

サウジアラビアにおける新投資法および会社法
関連規制、要件と手続き

(2026年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

リヤド事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）リヤド事務所が現地会計事務所 International Accountants に作成委託し、2026年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび International Accountants は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび International Accountants が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

リヤド事務所

E-mail：sar@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail：SCB-SUPPORT@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

はじめに	1
新投資法	2
1. 概要	2
2. 新投資法の主な改正点	2
3. 旧投資法との比較要約	3
4. 登録方法	4
4.1. 手続きとフローチャート	4
4.2. 手順	4
4.3. 投資省 (MISA) オンラインポータル	5
5. 必要書類	8
6. 事業活動に関する条件および制限事項	9
6.1. 登録要件-最低資本	9
6.2. 登録要件-サウジアラビア人参加率	9
6.3. 登録要件-追加要件	9
6.4. 登録要件-特別カテゴリー	10
6.5. 登録要件-追加義務	12
7. 所要期間と手数料	13
7.1. 所要期間	13
7.2. 手数料	13
新会社法	14
8. 概要	14
9. 会社登記-事業体の種類と比較	14
10. 登録方法	19
10.1. 手続きとフローチャート	19
10.2. 手順	20
10.3. 商業省 (MoC) オンラインポータル - サウジビジネスセンター	22
11. 必要書類	23
12. 所要期間と手数料	24
12.1. 所要期間	24
12.2. 手数料	24
13. その他要件	24
13.1. 会社設立関連	24
13.2. 会社財務関連	24
13.3. 会社経営関連	24

二次的必須登録事項	25
1 4. ザカート・税・税関庁 (ZATCA)	25
1 4.1. 登録手順	25
1 4.2. 必要書類	25
1 4.3. 所要期間	25
1 5	25
1 5.1. 商工会議所会員登録	26
1 5.2. 総支配人の署名登録	26
1 5.3. E サービス登録	27
1 5.4. 所要期間	27
1 6. 人材・社会開発省 (MHRSD)	27
1 6.1. 必要書類	27
1 6.2. 所要期間	27
1 6.3. 手数料	27
1 7. 社会保険庁 (GOSI)	28
1 7.1. 所要期間	28
その他登録事項	28
1 8. NAFATH	28
1 8.1. 登録手順	28
1 8.2. 必要書類、要件	28
1 9. 内務省 (MoI)	28
1 9.1. 登録手順	28
1 9.2. 必要書類、要件	29
登録後の要件	29
2 0. 違反および罰則	29
2 0.1. 投資省	29
2 0.2. 商業省	29
2 1. 遵守要件	29
2 2. 登録解除	30
2 2.1. 投資登録解除	30
2 2.2. 商業登録解除	31
地域統括会社 (REGIONAL HEADQUARTER, RHQ)	31
2 3. 概要	31
2 4. 登録要件および手続き	32
2 4.1. 必要書類	32
2 4.2. 要件	32
付録 関連資料	34

Appendix 1	MISA Investment Registration Certificate	34
Appendix 2a	Commercial Registration QR Code	34
Appendix 2b	Commercial Registration Certificate	35
Appendix 3	ZATCA Registration Certificate	36
Appendix 4	VAT Registration Certificate.....	37
Appendix 5	QIWA Nationalization Certificate	38
Appendix 6	Chamber of Commerce Certificate	39
Appendix 7	GOSI Registration Certificate	40

はじめに

新投資法と会社法は、サウジアラビアの「ビジョン 2030」を推進する上で前向きな進展であり、いずれの法律もサウジアラビアにおけるよりダイナミックなビジネス環境と魅力的な投資環境の醸成を目的とした重要な改革を規定している。

新投資法

1. 概要

サウジアラビアは「ビジョン 2030」に沿って、新投資法（New Investment Law: NIL）とその施行規則（Implementing Regulations: IRs）を公布した。これらはサウジアラビア経済の多様化を促進し、世界的な投資拠点としての競争力を高めることを目的としている。

新投資法及び施行規則は、2000年4月10日（ヒジュラ暦1421年1月5日）付勅令第M/1号に基づき発布された外国投資法および、総合投資院（SAGIA：投資省の前身機関）理事会決議により2014年3月13日（ヒジュラ暦1435年5月12日）付決議第2/74号に基づき発布された施行規則に代わるものであり、2024年7月22日（ヒジュラ暦1446年1月16日）付勅令第M/19号に基づき、2024年8月11日に発布された。2025年2月12日（ヒジュラ暦1446年8月13日）から施行している。

投資法施行規則（以下「施行規則」）は、投資省（MISA）大臣により2025年2月7日（ヒジュラ暦1446年8月8日）付大臣決議第1086号に基づき発布され、2025年4月25日（ヒジュラ暦1446年10月27日）から施行している。

2. 新投資法の主な改正点

・主な改正点は以下の通り。

- (1) 関連法令に従い、サウジアラビア人、外国人投資家の双方に適用される
- (2) 経済特区（SEZ）セクターに適用される特定法令を損なうことなく、SEZ内の投資家にも適用される
- (3) 株式資本を再定義し、貸付金、債券、金融商品、公的・私的債務証券を含まないものとする
- (4) 一部の及び国家安全保障関連事項を除き、全ての投資家は外国企業の活動が制限または禁止されている分野を除き、事業範囲を原則自由とする

・新法下では以下の概念が導入される。

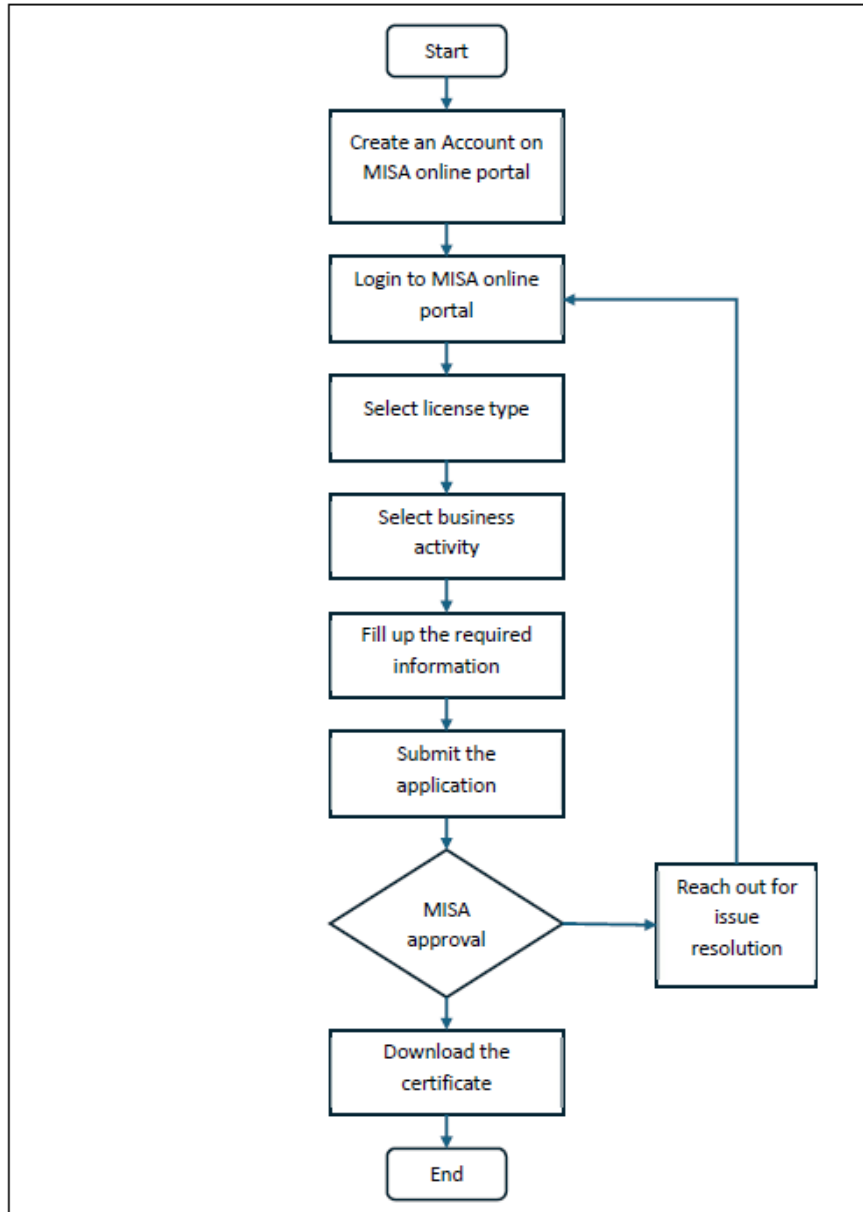
- (1) 登録方法：旧制度で求められていた「投資ライセンスの取得」を廃止し、投資省への登録制度へと変更する。これにより、原則として全事業活動が自由化され、外資参入制限分野のみ別規定へ移行。また、外国企業は簡易な投資登録制度へ一本化される。
- (2) 紛争解決方法：投資省は管轄当局と連携し、投資家の苦情を受け付ける体制を構築する。また、投資家は仲裁、調停、和解などの代替的紛争解決手段を用いて、相互間の紛争を解決することが認められる。

3. 旧投資法との比較要約

	新投資法	外国投資法（旧法）
1. 適用範囲	サウジアラビア人、外国人投資家の双方に適用	外国人投資家のみ適用
2. 要件	簡素化された投資登録手続き	外国投資家に対する投資ライセンス取得要件
3. 待遇	国内外投資家を平等に扱い、同様の状況下における両者の平等な扱いを促進する。	記載なし
4. 処遇	国内外投資家双方への優遇措置（SEZ 内での優遇措置など）	記載なし
5. 投資家に対する基本的権利	公正かつ衡平な待遇、知的財産及び営業秘密の保護、投資の管理及び法的処分に 関する自由、遅滞なく国内外で資金を移 転する自由、行政手続きの円滑化、統計 情報及びデータの提供などの保障。	記載なし
6. 競争性	公共部門の民間部門（国内外問わず）に 対する非競争性	記載なし
7. 紛争解決	仲裁、調停、和解などの代替的紛争解決 手段を用いることが認められる。	記載なし

4. 登録方法

4.1. 手続きとフローチャート



4.2. 手順

(1) アカウントの作成

- ・投資省（MISA）オンラインポータル（Invest Saudi プラットフォーム）に登録

(2) 申請書の提出

- ・国際標準産業分類（ISIC4）に基づく事業活動及び投資形態を選択する。

※ISIC 検索用のリンクは以下参照

<https://mc.gov.sa/ar/guides/ISIC4/Pages/default.aspx>（アラビア語のみ）

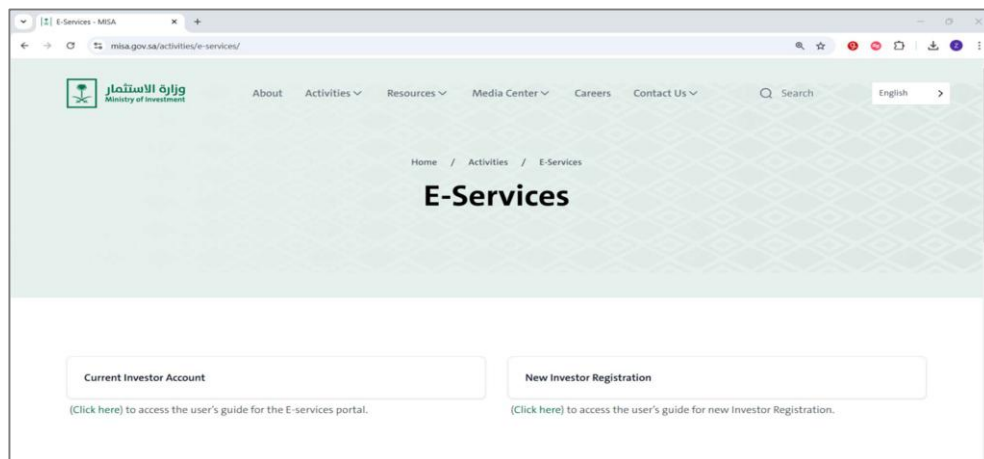
- ・必要書類をアップロードする。
- ・手数料を支払う。

(3) 登録証明書

- ・投資省による承認後、オンラインポータルから投資登録証明書をダウンロードする。
- ・承認が下りない場合、投資省との調整が必要となる。
- ・投資登録証明書取得により、投資家は商業省（MoC）のオンラインポータル（サウジビジネスセンター）を通じて会社設立手続きを進めることが可能となる。

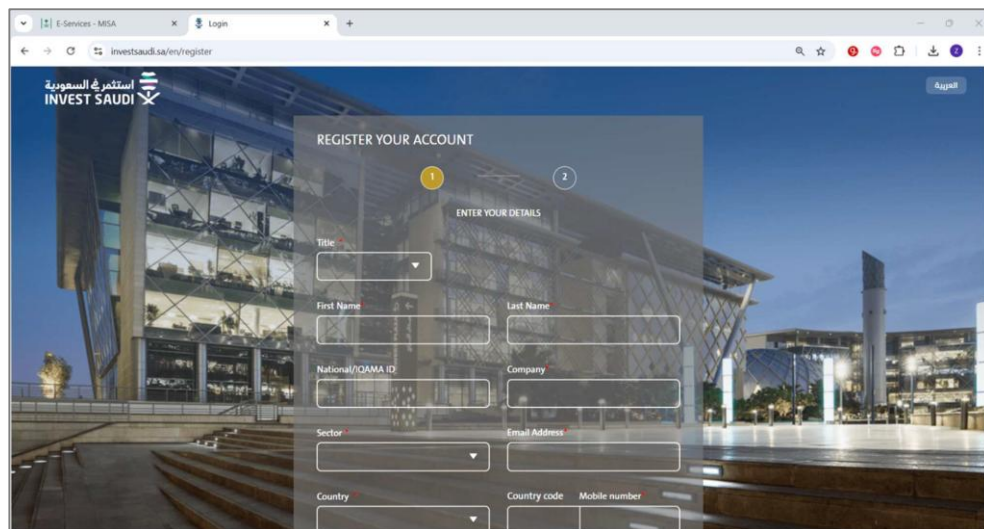
4.3. 投資省（MISA）オンラインポータル

(1) アカウントの作成



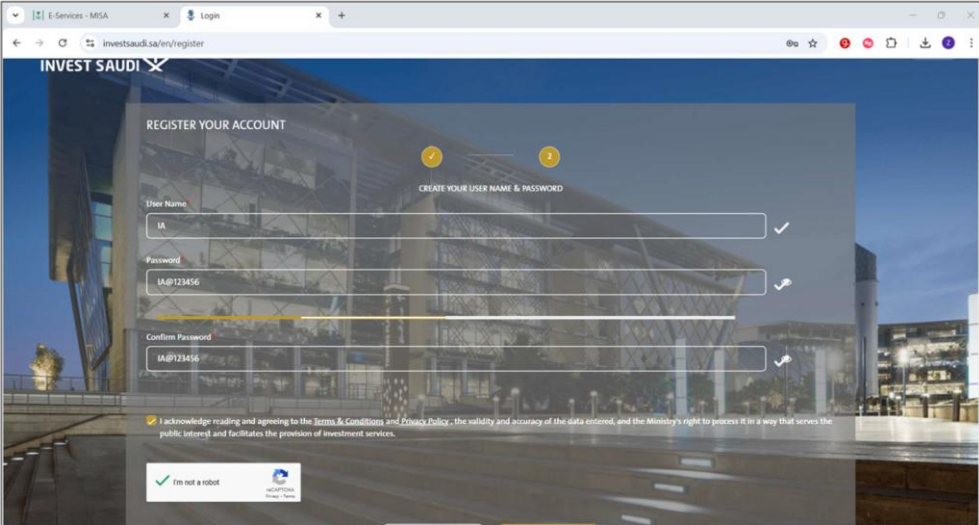
(出所：投資省)

(2) アカウントの作成 - 基本情報入力画面



(出所：投資省)

(3) アカウントの作成 - ログイン認証情報入力画面



REGISTER YOUR ACCOUNT

CREATE YOUR USER NAME & PASSWORD

User Name
IA ✓

Password
IA@123456 ✓

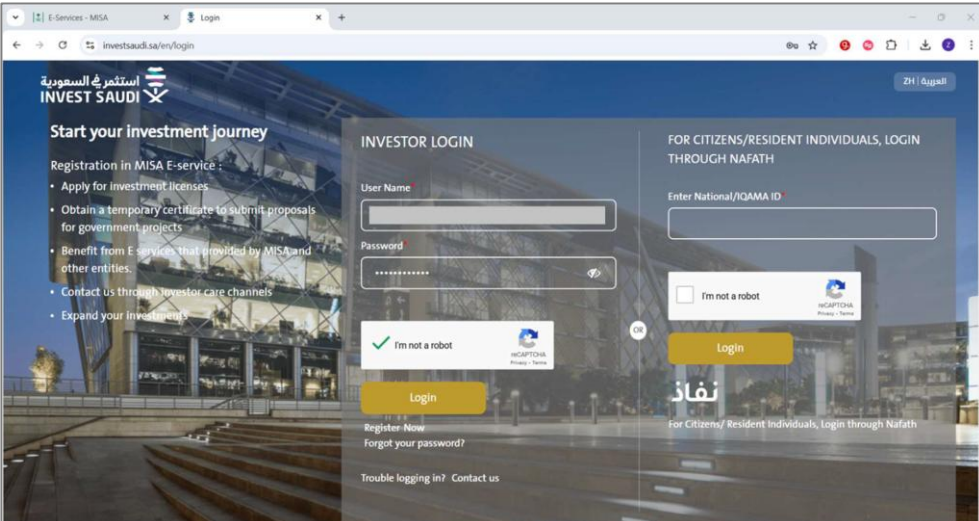
Confirm Password
IA@123456 ✓

I acknowledge reading and agreeing to the Terms & Conditions and Privacy Policy, the validity and accuracy of the data entered, and the Ministry's right to process it in a way that serves the public interest and facilitates the provision of investment services.

I'm not a robot

(出所：投資省)

(4) ログイン画面



INVESTOR LOGIN

FOR CITIZENS/RESIDENT INDIVIDUALS, LOGIN THROUGH NAFATH

User Name
[Input Field]

Password
[Input Field]

Enter National/IQAMA ID
[Input Field]

I'm not a robot

I'm not a robot

Login

Register Now

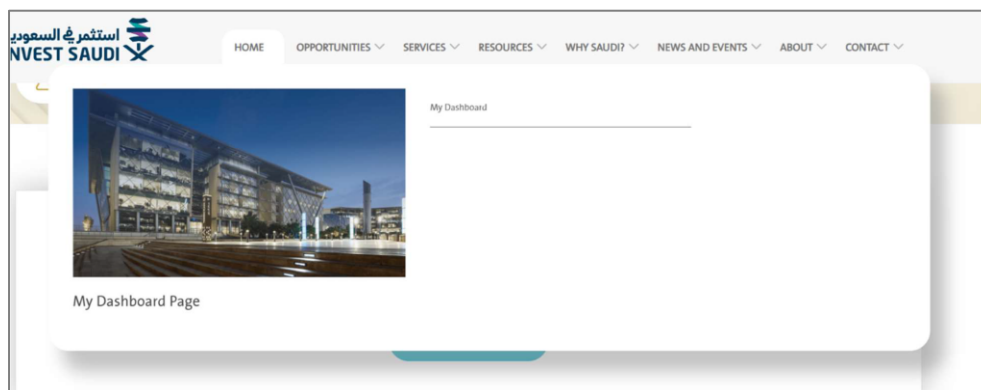
Forgot your password?

Trouble logging in? Contact us

For Citizens/ Resident Individuals, Login through Nafath

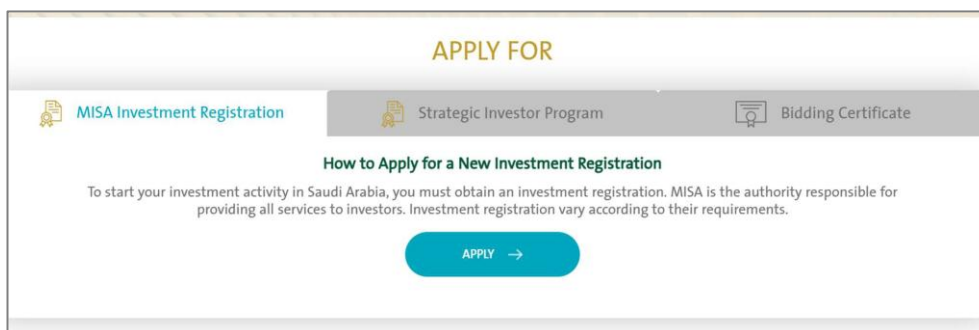
(出所：投資省)

(5) ダッシュボード画面



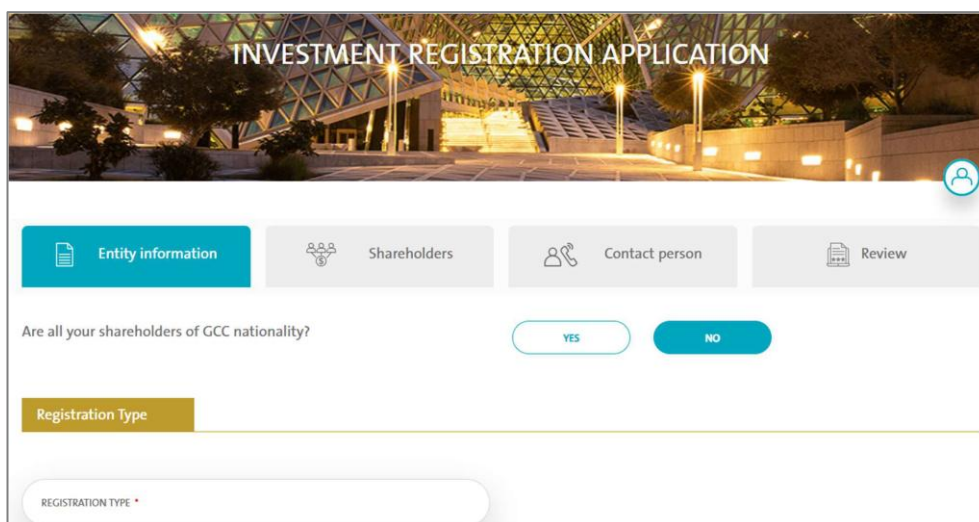
(出所：投資省)

(6) 選択項目画面



(出所：投資省)

(7) 投資登録申請 - ログイン認証情報入力画面



(出所：投資省)

(8) 投資登録申請 - 基本情報入力画面

The screenshot shows a web form titled 'Basic Information' with a yellow header. The form is divided into two columns. The left column contains fields for 'ENTITY NAME IN ENGLISH*', 'LEGAL STATUS*', 'EMAIL*', 'COUNTRY*' (with 'Saudi Arabia' selected), and 'CITY*'. The right column contains fields for 'ENTITY NAME IN ARABIC*', 'CAPITAL*' (with 'SAR' as a unit), 'COUNTRY CODE' (with '966' selected), 'MOBILE PHONE*', 'REGION*', and 'EXPECTED INVESTMENT SPENDING (IN THE NEXT 5 YEARS)*'. All fields are white with rounded corners and a subtle shadow.

(出所：投資省)

5. 必要書類

書類は投資家が法的に拠点を置く国のサウジアラビア大使館による認証を受ける必要がある。必要に応じてアポストイーユを取得する必要もある。

(1) 商業登録証 (Commercial Registration : CR)

申請企業の商業登録証の写し。投資家または株主が2名以上の場合、全ての商業登録証の写しが必要となる。

(2) 定款

申請企業の定款 (管轄区域によっては設立定款も必要となる場合がある) の写し。投資家または株主が2名以上の場合、全ての定款の写しが必要となる。

(3) 財務諸表

申請企業の直近会計年度の監査済み財務諸表が必要となる。

(4) 株主決議書

サウジアラビアにおける新法人の登録承認がされた決議書が必要となる。決議書には1. 会社名、2. 法人形態、3. 資本金、ならびに4. 会社設立のために任命された代理人の氏名を記載する必要がある。

(5) 委任状

サウジアラビアにおいて任命されたゼネラルマネージャー (GM)、また投資家に代わり投資登録、会社設立及びその他の登録事項の申請を行う権限を任命するサウジアラビア人への委任状が必要となる。

(6) GCC 諸国の国籍を持つ個人の身分証明書の写し

パートナーの一人が自然人 (個人) で、GCC 加盟国の国籍を有する場合、その身分証明書の写し (アブジャに情報が登録されていない場合) が必要となる。

(7) その他

登録対象の活動種類に関連する書類の提出が求められることもある。

※特別在留許可証（Special Residency Permit）の保持者は上記（1、3、6）の提出が免除される場合もある。

6. 事業活動に関する条件および制限事項

6.1. 登録要件 - 最低資本

	最低資本 (SAR)	追加要件
1. サウジパートナー がいる商業活動	26,666,667	サウジアラビア人参加率として 25%が必要。
2. 100%外国資本の 商業活動	30,000,000	少なくとも3地域または世界市場での実績が必要。

6.2. 登録要件 - サウジアラビア人参加率

	サウジアラビ ア人参加率 (%)	追加要件
3. コミュニケーション 活動	40%	-
4. 支援的コミュニケ ーション活動	30%	-
5. サウジパートナー がいる専門活動	25%	ローカルパートナーと外国人パートナーが同分野でライセンスを有する必要がある。また、非専門職のパートナーがいる場合、その持分は30%を超えてはならない。

6.3. 登録要件 - 追加要件

	追加要件
6. 100%外国資本 エンジニアリング	4カ国での実績、かつ少なくとも10年の経験が必要。

コンサルティング活動	
7. 100%外国資本法律活動	司法省からの承認書が必要。
8. 採用代行および家事労働者派遣活動	<ul style="list-style-type: none"> ・申請企業の商業登記簿（少なくとも3年間の事業実績を有すること） ・申請企業の過去3会計年度の財務諸表（サウジアラビア大使館による認証が必要） ・派遣国における輸出活動の監督当局発行の業績評価証明書 ・投資家/投資家国の監督当局が発行する証明書 <p>※当該証明書は、自然人パートナーのいずれに対しても、名誉毀損または背任罪、あるいは児童保護または人身取引対策に関連する違反行為について、最終判決が下されていないことを証明するもの。ただし、当該パートナーが以下に該当する場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーのいずれかが、労働力輸出のライセンスを過去に取得したことがない。または、該当活動を行う会社のパートナーであったことがあり、そのライセンスが行政の決定または裁判所の判決により取り消され、少なくとも5年が経過していない場合。

6.4. 登録要件 - 特別カテゴリー

事業活動	定義	要件	財務上の考慮事項
1. 起業家向け事業所の登録 (Entrepreneurial Establishments)	起業家やスタートアップであり、サウジアラビア市場においてより優れた差別化された製品・サービスを提供するため、拡大・成長が可能な革新的・卓越的・新興技術企業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の場合：取締役会決議書（サウジでの登録意思を明記） ・個人の場合：雇用主からの No Objection Letter プロジェクト承認証明 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録料 ・年次更新料 <p>※登録承認後、投資省が決定した全登録期間の料金を30日以内に支払う義務がある。</p>

	を設立することを 目指し、 かつ投資省が承認 した支援機関を有 している。	・サウジアラビア の大学や認定ビジ ネスインキュベ ーターからの支援レ ターまたは承認証 明書	
2. 政府契約履行のた めの仮登録 (Temporary Registration for Government Contracts)	政府/半政府契約 を履行するために 一時的な一時的に 投資登録を行う登 録。契約期間終了 とともに失効す る。	・政府機関からの 書簡、または関係 当局が署名した事 業実施契約書の写 し（契約期間を含 む）	同上
3. 科学・技術事務所 (Scientific and Technical Office)	現地代理店または 正規販売代理店を 有し、自社の製品 代理店、販売代理 店、および消費者 に対してサービス を提供することを 目的とした事務 所。	・サウジアラビア の代理店または正 規販売代理店の認 証写し	同上
4. 経済・技術連絡事 務所 (Registration for Economic and Technical Liaison Offices)	市場調査を実施 し、当該調査結果 を自国の関連機関 向けに報告書とし て作成することを 目的とした事務 所。直接的または 間接的にいかなる 契約の締結、商業 活動、投資活動を 行うことを禁じ る。	・投資省宛て、関 係省庁・政府関連 機関がサウジアラ ビア国内に事務所 を設置する決定書 ・投資省宛て、外 務省発出の事務所 登録申請書（詳細 な事業内容を含 む）。	同上

6.5. 登録要件 - 追加義務

事業活動	追加義務								
<p>1. 100%外国資本の 商業活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サウジアラビア人従業員の 30%を訓練すること。 ・最初の 5 年間に於いて以下の基準を達成すること <ul style="list-style-type: none"> ①人材資源・社会開発省が定める現地化率を達成すること。 ②上級管理職ポストへの配置計画を策定・実施し、その継続を確保すること。 ・サウジアラビア人従業員の 30%を毎年訓練する義務を遵守する。 ・以下のいずれかの選択肢を達成する義務を遵守しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> オプション①：投資許可取得日から 5 年間にわたり、3 億サウジ・リヤル以上（うち 3,000 万サウジ・リヤルを会社の現金資本として含む）を投資する義務を遵守すること。 オプション②：投資許可取得日から 5 年間にわたり、最低 2 億サウジ・リヤル（うち 3,000 万サウジ・リヤルを会社の現金資本として含む）を投資することに加え、最初の 5 年間に於いて以下の要件の 1 つ以上を達成すること <table border="1" data-bbox="587 1294 1273 1756" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業</th> <th>最低要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造</td> <td>当該企業の現地流通製品の 30%以上はサウジアラビアにおいて製造されなければならない。</td> </tr> <tr> <td>研究開発プログラム</td> <td>総売上高の 5%以上をサウジアラビアにおける研究開発プログラムの設立に充てる。</td> </tr> <tr> <td>物流と流通</td> <td>統一センターを設立し、それらのサービスやアフターサービスを提供する。</td> </tr> </tbody> </table>	事業	最低要件	製造	当該企業の現地流通製品の 30%以上はサウジアラビアにおいて製造されなければならない。	研究開発プログラム	総売上高の 5%以上をサウジアラビアにおける研究開発プログラムの設立に充てる。	物流と流通	統一センターを設立し、それらのサービスやアフターサービスを提供する。
事業	最低要件								
製造	当該企業の現地流通製品の 30%以上はサウジアラビアにおいて製造されなければならない。								
研究開発プログラム	総売上高の 5%以上をサウジアラビアにおける研究開発プログラムの設立に充てる。								
物流と流通	統一センターを設立し、それらのサービスやアフターサービスを提供する。								
<p>2. 駐在員事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の事業内容に関する市場実現可能性調査を実施し、本調査報告書を本部に提出すること。活動に関する年次要約を投資省に提出すること。 ・サウジアラビアにおいて直接的または間接的にいかなる契約の締結、商業活動、投資活動を行うことを禁じる。また、 								

	<p>サウジアラビア人技術者の訓練に対して報酬を得ることも禁じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資省は、駐在員事務所の活動が認可された目的の範囲を超えていると判断した場合、ライセンスを取り消すまたは更新しない権利を有する。
3. 経済・技術連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> 活動に関する年次要約を投資省に提出すること。 投資省は、駐在員事務所の活動が認可された目的の範囲を超えていると判断した場合、ライセンスを取り消すまたは更新しない権利を有する。

7. 所要期間と手数料

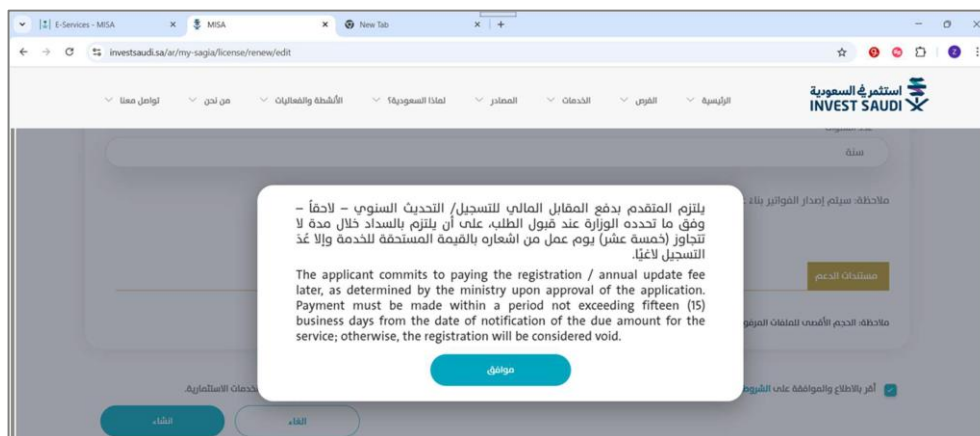
7.1. 所要期間

10～15 営業日

7.2. 手数料

新投資法導入後、投資省は投資登録申請の新規手数料を公表していない。しかし、申請が承認されると、投資省オンラインポータルに通知が表示され、申請者は投資省が定める登録料／年次更新料を後日支払うことを承諾することになる。支払いは、請求額の通知日から一定期間以内に行う必要がある。支払い期間は 15 日～30 日とされている。

※通知画面については以下参照。



(出所：投資省)

(翻訳)

申請者は、申請承認時に投資省が定める登録料／年次更新料を後日支払うことを承諾する。当該サービスの支払額通知日から 15 日以内に支払わなければならない。これを怠った場合、登録は無効とみなされる。

なお、投資ライセンスの従来の手数料は以下の通り。

費用項目	費用 (SAR)
------	----------

1. 年間ライセンス料	2,000
2. 投資省サービスサブスクリプション - 初年度	10,000
3. 投資省サービスサブスクリプション - 次年度以降	60,000

新会社法

8. 概要

新会社法は2015年12月4日（ヒジュラ暦1437年2月22日）に発布された会社法、および2019年9月25日（ヒジュラ暦1441年1月26日）に発布された専門会社法に代わるものであり、2022年6月28日（ヒジュラ暦1443年11月29日）サウジアラビア内閣決定第678/1443号に基づき発布され、2023年1月19日（ヒジュラ暦1444年6月26日）から施行している。サウジアラビアのビジョン2030に沿って、同国の経済多様化と外国投資促進の触媒として広く称賛されている。

- ・ 外国企業の事業活動へ影響が大きい変更点
 - (1) 会社設立手続きの簡素化
 - (2) スタートアップ、VC向けビークル、小規模企業の迅速な設立を目的とした簡易株式会社（SJSC）の導入
 - (3) 株式会社および有限責任会社における年間または中間配当の分配可
 - (4) 株主間契約の承認
 - (5) 商業省オンラインプラットフォームを通じたデジタル化
 - (6) 小規模企業及び零細企業の明確な定義、また外部監査人選任免除等の特定要件の免除
 - (7) 種類株式発行の承認
 - (8) 企業の転換、合併、分割に関する規制及び利害関係者の権利義務について明確化

9. 会社登記 - 事業体の種類と比較

新会社法に基づき、以下の形態の事業体を設立することが可能。

- (1) 一般合名会社（General Partnership）

2人以上の自然人または法人によって設立され、当該会社の債務及び負債について連帯かつ個人的に責任を負う。当該会社のパートナーは商人の地位を取得する。
- (2) 有限責任組合（Limited Partnership）

2つのパートナーグループによって設立される。一方のグループには、少なくとも1人の自然人または法人格を有する無限責任パートナーが含まれ、当該パートナーは組合の債務及び負債について連帯して責任を負う。他方のグループには、少なく

とも1人の自然人または法人格を有する有限責任パートナーが含まれ、当該パートナーは組合の資本に対する持分を超える範囲で組合の債務及び負債について責任を負わない。当該会社のパートナーは商人の資格を取得しない。

(3) 株式会社 (Joint-Stock Company)

1人または複数の自然人もしくは法人によって設立され、その資本は譲渡可能な株式に分割される。会社はその活動から生じる債務及び負債について単独で責任を負う。株主の責任は引き受けた株式の価額を支払うことに限定される。

(4) 簡易株式会社 (Simplified Joint-Stock Company)

新会社法導入により新たに導入された事業体。簡易株式会社は個人または個人のグループによって設立できる。

・株式会社に関する以下規定は除く。

- 第61条：定款情報、第63条：設立期間中の株式引受け、
- 第67条：取締役候補者の指名、第68条：取締役の選任、
- 第69条：取締役会の任期満了または取締役の辞任、
- 第70条：欠席者の取締役資格の喪失、
- 第71条：取引および契約における利害関係の開示、
- 第74条：貸付け契約の締結及び会社資産の処分、第75条：会社資産の売却、
- 第76条：取締役の報酬、第77条：取締役会の権限、
- 第78条：取締役会における権限の委任、第79条：会社代表、第80条：取締役会、
- 第81条：代理人による会議出席と取締役会決定の有効性、
- 第82条：緊急事項に関する決議事項の発行、第83条：取締役会議事録、
- 第84条：株主総会、第85条：臨時総会の権限、
- 第86条：臨時総会による定時総会の決議事項の発行、第87条：定時総会の権限、
- 第88条：定時総会、第90条：総会および特別総会、第91条：総会の招集、
- 第92条：通常総会の定足数、第93条：臨時総会の定足数、
- 第94条：総会決定の有効性、
- 第95条第1項：株主総会における議決権行使（会社の定款は、株主総会の決議方法を決めるものとする。）、第96条：総会議題、第97条：総会議事録、
- 第98条：一人会社、第100条：書面による決定の通知、
- 第101条：書面による決定発効の要件、
- 第111条第2項：株式取り引きの制限（会社の定款は株主による株式の買取り請求権を含む株式の譲渡制限を定めることができる。ただし、かかる制限が株式の譲渡を恒久的に禁止する結果を招いてはならない。）、
- 第121条：財務諸表および事業活動報告書、第122条：株主への財務諸表の提供およびその提出

・簡易株式会社の株主は、定款において会社の組織及び業務の手続を定めることができる。

・株主は、簡易株式会社に適用される規定に関し、株式会社の定時総会及び臨時総会の法的能力を承継する。別段の定めがない限り、株主は定款において、総会の権限を承継する者を指定することができる。

・別段の定めがない限り、簡易株式会社の社長、取締役又は取締役会（いずれか該当するもの）は、株式会社の取締役会会長及び取締役に付与された全ての権限を使用し、その法的能力を承継する。

(5) 有限責任会社 (Limited Liability Company)

1人以上の自然人または法人によって設立され、責任は会社の資産に限定される。会社の所有者及び出資者は、資本に対する持分に応じて責任を負う場合を除き、かかる債務及び負債について責任を負わない。有限責任会社は最も一般的な会社形態である。

【比較分析表】 - 事業体

	一般合名会社	有限責任組合	株式会社 (JSC)	簡易株式会社 (SJSC)	有限責任会社 (LLC)
所有	一般パートナー	一般パートナーと有限責任パートナー	複数の株主 ※資本は株式に分割（非公開/公開）	個人または個人のグループ	複数の株主 ※単一者 LLC も認められている。
責任	無制限	一般パートナー：無制限 有限責任パートナー：有限	出資持株分に限定	出資持株分に限定	会社の資産に限定
資本	パートナーにより拠出	パートナーにより拠出	最低資本金は 50 万リヤル未満。 ※払込済み資本金は資本金の 25% を下回ってはならない。	法定最低資本金は定められていない。	業種に応じた最低資本金要件
利子	非流通型スーク	非流通型スーク	株式	株式	株式

事業体の主な目的	個人または小規模グループ間の合併事業向け	外部投資を必要とし、サイレントパートナーにとってリスクを限定した特定のプロジェクト向け	上場を目指す大企業または会社向け	従来 LLC の制約を受けずに、柔軟性を求めるスタートアップ企業や中小企業向け	柔軟性、有限責任、所有権の管理を求める企業向け
----------	----------------------	---	------------------	---	-------------------------

新会社法は特定の目的のために設立される可能性のある以下の事業体も規定している。

(2) プロフェッショナルカンパニー (Professional Company)

一つ以上の専門職の免許を有する一人以上の者、または免許を有する専門職とその他の者の組み合わせによって設立される会社であり、目的は該当する専門職を営むこと。

(3) 持株会社、子会社 (Holding Company, Subsidiary Company)

持株会社：有限責任会社、株式会社または簡易株式会社であり、子会社の設立または既存の会社に対する株式を所有しそれらの子会社とする会社。

子会社：次のいずれかに該当する場合、持株会社の子会社とみなされる。

- ・持株会社が子会社のパートナーまたは株主であり、かつ当該子会社の資本における株式を所有し、それにより当該子会社における議決権の過半数を付与される場合。
- ・持株会社が経営者の選任または取締役会の過半数の選任を単独で支配するパートナーまたは株主である場合、または経営者または取締役会の過半数を解任する権限を有する場合。
- ・持株会社が他のパートナーまたは株主との合意に基づき、単独で議決権の過半数を支配するパートナーまたは株主である場合。
- ・子会社が持株会社の子会社の関連会社である場合。

(4) 外国企業の支店 (Branch)

外国企業が親会社の子会社としてサウジアラビアで事業を行うことを許可する形態。

名称は親会社の名称に「支店」を含める。

- ・登録手続き及び必要書類は LLC と同様だが、支店は定款を必要としない。
- ・支店は総支配人 (General Manager) を任命する必要がある。
- ・支店は、課税所得に対して 20% の法人税が課される。

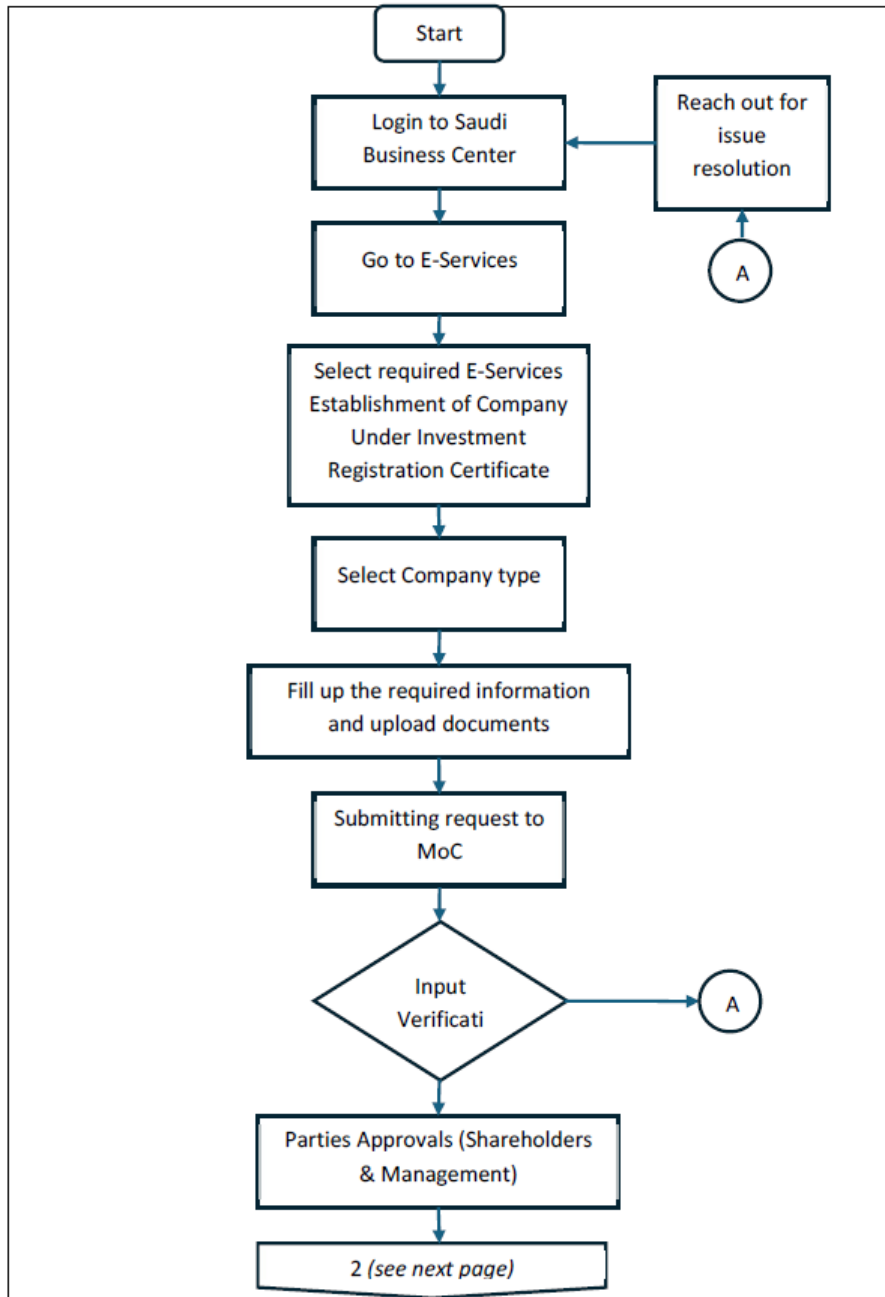
- ・支店は本社の恒久的施設とみなされ、これにより国際税条約（Force of attraction rule）に基づき、本社がサウジアラビアにおいて支店活動と類似する活動を直接行う場合、本社の所得（サウジアラビア国外で得られたものであっても）は支店によって申告対象となり、サウジアラビアにて課税される。
- ・支店から本社へ支払われるロイヤルティ、利息及び間接管理費・一般経費の配分額は、税務上控除対象とはならない。ただし、源泉徴収税の対象となる。

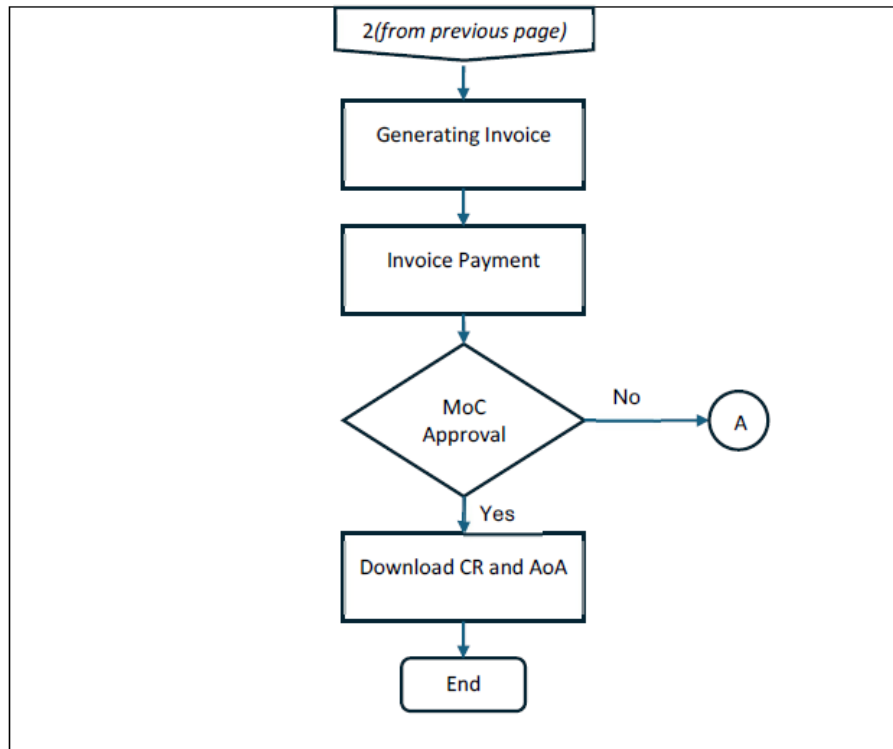
（５） 外国企業の駐在員事務所（Representative Office）

市場調査などの非営利活動に限る。直接的な契約の締結、商業活動、投資活動を行うことは禁じる。

10. 登録方法

10.1. 手続きとフローチャート





10.2. 手順

(1) 商業省 (MoC) のオンラインポータル (サウジビジネスセンター) または National Unified Access (NAFATH) へアクセスする。

(2) 事業体の選択

(3) 会社名の登録

- ・ サウジアラビアの規制に準拠した固有の会社名を選択する必要がある。最近の改革により、基準を満たす限り、非アラビア語の名称も許可されている。名称の登録は商業省 (MoC) オンラインポータル (サウジビジネスセンター) を通じてオンラインで行う。

1. 商業省ポータルにログインする。

2. 「外国法人の名称登録 (Reserve Name for Foreign Entity)」を選択する。

3. 必要書類 (委任状、親会社の営業許可証、申請者身分証証明書、名称登録申請書、投資省投資登録証明書) をアップロードする。

4. 申請書の提出。

(4) 事前承認の取得

- ・ 特定の業種では商業登録証が発行される前に特別な許可が必要となる。

例：金融機関：(SAMA) の承認が必要

医療活動：保健省の承認が必要

工場および製造施設設立：産業鉱物資源省の承認が必要

(5) 定款の起草と承認

- ・定款は会社の目的、株主の権利、経営体制、ガバナンス方針を明記し、アラビア語で作成し、公証を受ける必要がある。定款の認証はワンストップサービスを提供しているサウジビジネスセンター（SBC）で直接行うが、準備段階において商業省ポータルが重要な役割を果たす。サウジビジネスセンターへ直接来訪し、整理券番号を取得の上、申請書類を SBC 職員に提出し処理を依頼する。申請に必要な書類は以下の通り。

1. 商業省発行の、権限者署名入り書簡
2. 委任状原本
3. サウジビジネスセンター（SBC）申請番号

(6) 資本金

- ・有限責任会社（LLC）や株式会社（JSC）などの事業体は最低資本金の少なくとも 25% をサウジアラビアの銀行に預金する必要がある。その後、資本金払込証明書が発行される。

(7) 商業省ポータル経由で申請書を提出

- ・定款、株主の身分証明書、サウジ国内住所証明書、資本金払込証明書を商業省ポータルを通じてアップロードする。

(8) 手数料の支払い

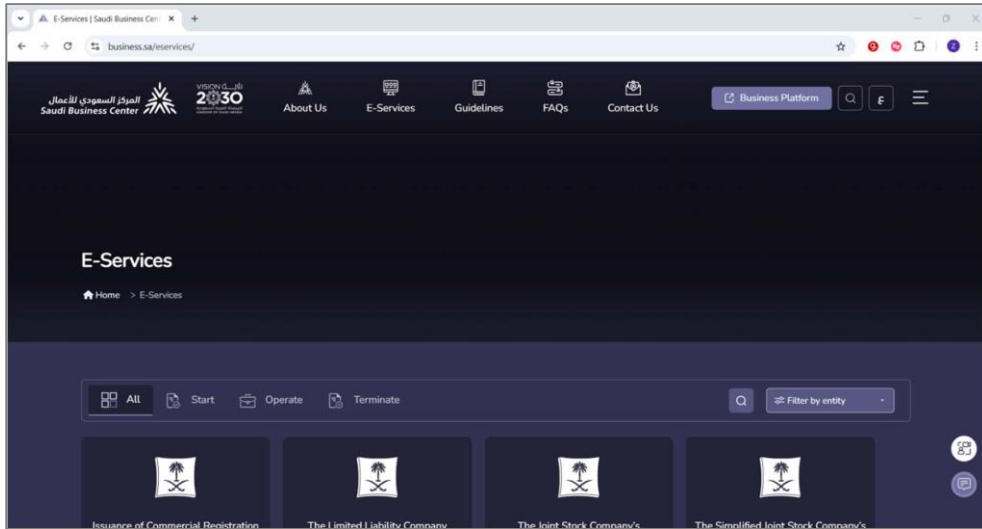
- ・商業登録料は約 6,000 リヤル、更新料は年間約 1,200 リヤル。

(9) 商業登録証明書の受領

- ・承認後、商業登録証明書は電子形式（商業省ポータル経由でダウンロード可能）または郵便サービスにより発行される。

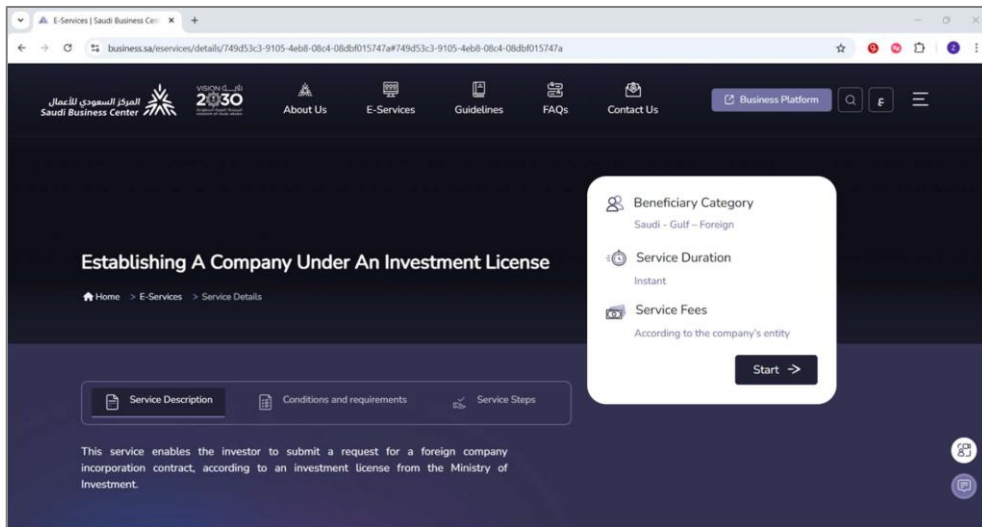
1 0.3. 商業省 (MoC) オンラインポータル - サウジビジネスセンター

(1) オンラインポータルにアクセス



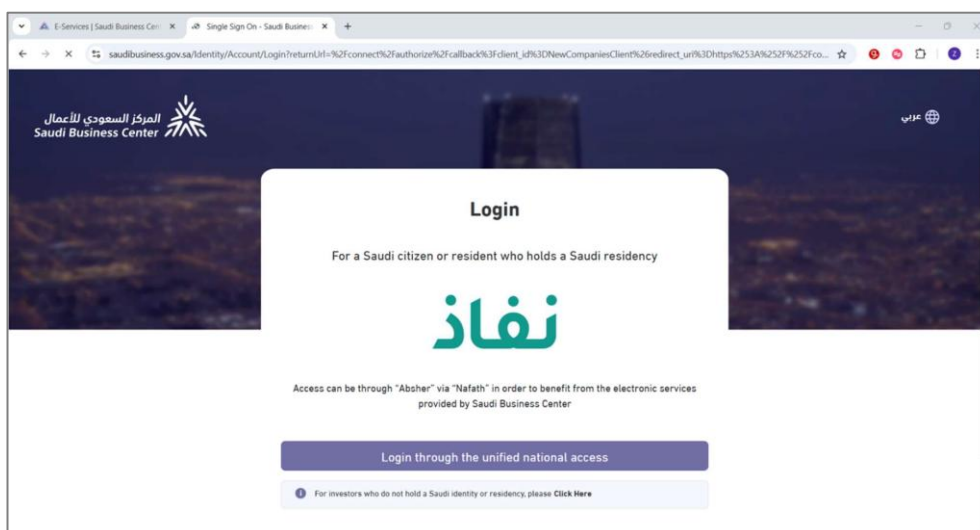
(出所：商業省)

(2) 会社設立サービス画面



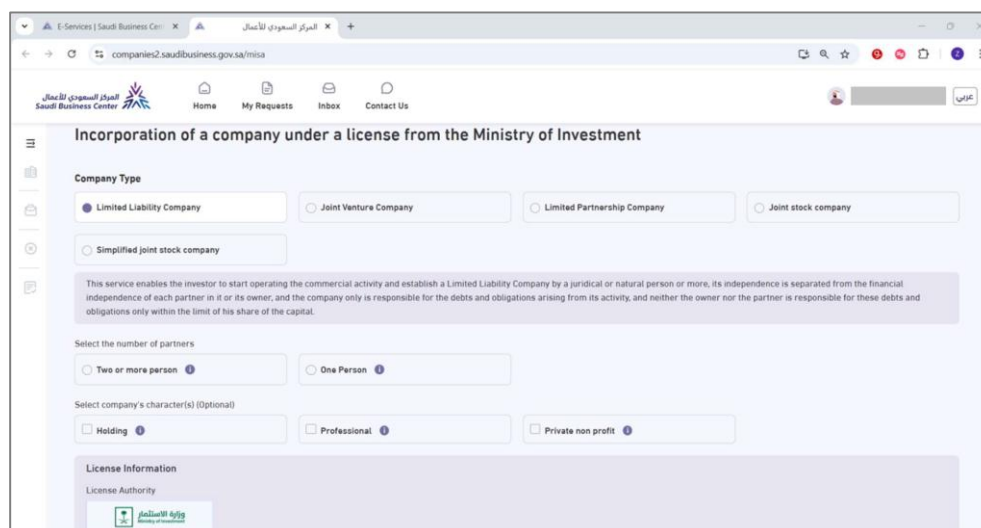
(出所：商業省)

(3) ログイン画面



(出所：商業省)

(4) 事業体の形態、パートナー数入力画面



(出所：商業省)

1 1. 必要書類

書類は投資家が法的に拠点を置く国のサウジアラビア大使館による認証を受ける必要がある。必要に応じてアポストイーユを取得する必要もある。

(1) 外国企業向け投資登録証明書

(2) サウジビジネスセンター発行の会社名登録番号

・名称予約に必要な書類

1. 名称登録申請書（登録を希望する名称および事業内容を記載したもの）

2. 委任状

3. 親会社の営業許可証（アラビア語訳付き原本）

- 4. 申請者身分証証明書
- 5. 投資省投資登録証明書
- (3) 外国投資家情報
- (4) サウジアラビアにおける新法人の登録を承認する株主決議書
- (5) 株主及び経営陣の身分証明書またはパスポート
- (6) サウジアラビアにおける総支配人への委任状
- (7) サウジアラビア人代理人への委任状

1 2. 所要期間と手数料

1 2.1. 所要期間

3～4週間

1 2.2. 手数料

商業登録料：約 6,000 リヤル、更新料：年間約 1,200 リヤル

1 3. その他要件

1 3.1. 会社設立関連

- ・商工会議所への総支配人署名登録
- ・商工会議所への E-サービス登録
- ・労働省 (MOL) への企業情報登録および更新
- ・人材・社会開発省 (MHRSD) ポータル (Qiwa ポータル) への登録
- ・社会保険庁 (GOSI) ポータルへの会社情報登録および更新
- ・内務省 (MoI) ポータル (Muqem ポータル) への登録
- ・ザカート・税・税関庁 (ZATCA) への登録
- ・サウジ郵便局への国内住所登録

1 3.2. 会社財務関連

- ・定款に記載された資本金の拠出
- ・法人銀行口座の開設および最低必要資本金の払込
- ・サウジアラビアの法律および会計基準に従い、全ての財務取引の記録、会計帳簿および記録の維持、ならびに財務諸表の作成
- ・監査人の選任 (ただし、中小企業など監査が不要な場合は除く)

1 3.3. 会社経営関連

- ・会社経営者または取締役会役員の任命
- ・企業の最善の利益のために行動し、利益相反を回避する取締役/経営者の義務を含む、コーポレートガバナンス規則の遵守
- ・法人銀行口座を開設し使用する (個人口座の使用を避ける)
- ・電子決済手段を活用し、データにて請求書を発行・保管する

- ・人材・社会開発省（MHRSD）に登録し、法人ファイルを開設するとともに「賃金保護プログラム」に従業員給与データを登録する
- ・社会保険庁（GOSI）に登録し、全従業員の義務的社会保障拠出金を納付する
- ・全従業員契約をデータ化し、必要に応じて事業活動別ライセンスを取得する
- ・法令遵守及び報告要件の履行

二次的必須登録事項

1 4. ザカート・税・税関庁（ZATCA）

ZATCA : Zakat, Tax and Customs Authority

<https://zatca.gov.sa/en/Pages/default.aspx>

1 4.1. 登録手順

- ・商業省への登録を完了する。
- ・商業省への登録後、ザカート・税・税関庁より納税者番号（TIN）が生成される。
- ・ザカート・税・税関庁のウェブサイトアクセスする。
- ・ザカート・税・税関庁電子ポータルで納税者／ザカート納付者アカウントにログインする。
- ・「E-Services」→「Zakat, Tax and Customs Services」へアクセスする。
- ・ザカート・税・税関庁ウェブサイトにて1. ユーザー名、2. パスワード、3. メールアドレス、4. 携帯電話番号を登録する。
- ・ザカート／所得税登録フォームを完了する。
- ・申請処理完了通知がザカート・税・税関庁に送信される。
- ・ザカート／税務登録証明書をダウンロードする。
- ・ザカート／税務登録証明書を取得後、ERAD（税務関連ポータル）でVAT（付加価値税）登録を行う。

1 4.2. 必要書類

- ・商業登録証および定款
- ・総支配人の身分証明書（滞在許可証（イカーマ）またはパスポート）

1 4.3. 所要期間

1～2 営業日

1 5. 商工会議所

リヤド商工会議所

<https://www.chamber.sa/en/Pages/default.aspx>

15.1. 商工会議所会員登録

(1) 登録手順

- ・ サウジビジネスセンターへアクセス
- ・ 「Electronic Services」 → 「Business Operation」 → 「Federation of Saudi Chambers」 → 「Commercial record list」へアクセス
- ・ 商業登録証または Unified National Number を入力し、会員登録リクエストを送信する。

(2) 要件

- ・ 商業省への登録を完了する。
- ・ サービス料は契約区分によって異なる。

(3) 会費

- ・ 第一区分：金融市場に上場している公開株式会社、資本金が 100 万リヤル超、または従業員数が 250 名以上の事業所。
手数料：5,000 リヤル
- ・ 第二区分：資本金が 37 万 5,000 リヤル以上 100 万リヤル以下、または従業員数が 50 名以上 249 名以下の事業所。
手数料：2,000 リヤル
- ・ 第三区分：資本金が 37 万 5,000 リヤル未満、または従業員数が 6 名から 49 名までの事業所。
手数料：1,000 リヤル
- ・ 第四区分：資本金が 37 万 5,000 リヤル未満で、設立から 5 年以上経過、従業員が 5 名以下の事業所。
手数料：700 リヤル
- ・ 第五区分：資本金が 37 万 5,000 リヤル未満、設立から 5 年未満、従業員が 5 名以下の事業所。
手数料：500 リヤル
- ・ 第六区分：資本金が 37 万 5,000 リヤル未満、設立から 5 年未満、かつ従業員が 5 名以下の企業。
手数料：200 リヤル

15.2. 総支配人の署名登録

(1) 登録手順

- ・ 総支配人による商工会議所支部の訪問
- ・ 署名申請書の提出

(2) 必要書類、要件

- ・ 投資省投資登録証明書
- ・ 商業登録証および定款

- ・総支配人の身分証明書（滞在許可証（イカーマ）またはパスポート）
- ・National Address への登録（サウジアラビア国内住所の登録）

15.3. E サービス登録

(1) 登録手順

- ・パスポートを用いた登録：総支配人による商工会議所支部の訪問
- ・国民IDまたは滞在許可証（イカーマ）を用いた登録：商工会議所ウェブサイト経由
- ・電子サービス利用者登録フォームの記入、提出

(2) 必要書類、要件

- ・総支配人の身分証明書（滞在許可証（イカーマ）またはパスポート）
- ・サウジアラビアの携帯電話番号
- ・メールアドレス

15.4. 所要期間

1～3 営業日

16. 人材・社会開発省（MHRSD）

MHRSD : Ministry of Human Resources and Social Development

<https://www.hrsd.gov.sa/en>

就労査証の発給、企業の外国人従業員採用枠の規制、登録企業から別企業への従業員の移動手続きなどを所管。各種手続きを行うための公式ポータルサイト（QIWA Platform）を管轄。ポータル上で、会社のアカウントを登録する。

ポータルサイト：<https://www.qiwa.sa/en>

16.1. 必要書類

- ・申請書
- ・投資省投資登録証明書
- ・商業登録証および定款
- ・総支配人の身分証明書（滞在許可証（イカーマ）またはパスポート）
- ・サウジアラビア人代理人への委任状

16.2. 所要期間

1～5 営業日

16.3. 手数料

企業規模、従業員数、サウダイゼーション状況に基づき、固有の手数料を計算する。

17. 社会保険庁 (GOSI)

GOSI : The General Organization for Social Insurance

被雇用者の社会保険登録と雇用主による社会保険料の管理を行う政府機関。社会保険法規の遵守を確保するため、社会保険庁へ登録する。

17.1. 所要期間

1～3 営業日

その他登録事項

18. NAFATH

様々な政府および民間サービスに安全にアクセスできるようにするためのデジタル ID プラットフォーム (National Unified Access)。

18.1. 登録手順

- ・アプリストアから公式 Nafath アプリをダウンロードする。
- ・国民 ID または滞在許可証 (イカーマ) 番号を入力し、「Login」または「Register」をクリックする。
- ・登録済み携帯番号に送信される SMS コードを入力し、今後のログイン用に PIN、顔認証を登録する。
- ・サウジビジネスセンター、Qiwa、その他の政府ポータルにログインする際、国民 ID または滞在許可証 (イカーマ) 番号を入力すると、Nafath アプリに通知が表示される。

18.2. 必要書類、要件

- ・国民 ID または滞在許可証 (イカーマ)
- ・サウジアラビアの携帯電話
- ・セルフサービス端末で、サウジアラビア政府が運営する各種サービスが利用できるデジタルプラットフォームであるアブシャサービスの登録とアクティベーションを完了する。

19. 内務省 (MoI)

MoI : Ministry of Interior

外国人従業員の滞在資格や出入国などを管理できる公式デジタルプラットフォーム (Muqem) を管轄。アカウントを登録する。

19.1. 登録手順

- ・「Register」→「New Request」→「Organization type」→「Package」
- ・申込書に記入し、商工会議所による申込書の認証を受け、申請する。

- ・手数料の支払いをし、登録を有効化する。

19.2. 必要書類、要件

- ・国民 ID または滞在許可証（イカーマ）
- ・サウジアラビアの携帯電話

登録後の要件

20. 違反および罰則

20.1. 投資省

Investor Guide 12th Edition 05-2025 に記載されている。

(1) 重大違反一覧

1. 投資登録未登録での投資活動実施すること。
2. 免除活動を承認なしで実施、または承認失効後に継続すること。
3. 制限付き活動の所有権を事前承認なしで変更すること。
4. 虚偽または誤った情報を省庁に提供すること。
5. 監督官の業務を妨害または阻止すること。

(2) 軽微違反

1. 登録更新を行わずに投資活動を継続すること。
2. 要求された書類・情報を提出しないこと。
3. 事業所の所在地変更を 10 営業日以内に通知しないこと。
4. アカウント管理者情報の変更を 10 営業日以内に通知しないこと。
5. 許可された活動の必須条件を遵守しないこと。

20.2. 商業省

違反および罰則は会社法第 13 章（第 260 条から第 264 条）に規定されている。

<https://mc.gov.sa/en/Regulations/Pages/details.aspx?lawId=ea0fc797-4127-4667-962d-aec400ee9f72>

21. 遵守要件

要件	提出先	期限	頻度	備考
法人税／ ザカート申告書	ザカート・ 税・税関庁	年度末から 120 日以内 (パートナー シップ/合弁事 業の場合は 60 日以内)	年次	取引報告書 (TP フォー ム) および宣 誓供述書と併 せて提出す る。
納税申告証明書	ザカート・ 税・税関庁	年度末から 120 日以内	年次	所得税納税者 において総収

		(パートナーシップ/合弁事業の場合は 60 日以内)		入が 100 万円以上の場合に必要。
月次源泉徴収税申告書	ザカート・税・税関庁	各月末日からの 10 日以内	月次	非居住者への課税対象となる支払いが発生しない場合には不要。
年次源泉徴収税申告書	ザカート・税・税関庁	年度末から 120 日以内 (パートナーシップ/合弁事業の場合は 60 日以内)	年次	月次源泉徴収税申告書を提出した場合に必要。
契約情報書	ザカート・税・税関庁	新規契約締結後 3 カ月以内、または契約解除後 30 日以内	契約締結時	契約/発注書の金額が 10 万円以上またはその見込みがある場合。
付加価値税還付申請書	ザカート・税・税関庁	付加価値税期間の翌月末日まで	月次または四半期ごと	収益が 4,000 万円を超える場合。
社会保障保険料	社会保険庁	月末から 15 日以内	月次	
監査済み財務諸表	商業省	会計年度末から 6 カ月以内	年次	

※他政府機関からも書類・情報の提出を求める場合があるが、適切な通知のもと行われる。

2.2. 登録解除

2.2.1. 投資登録解除

- ・投資省アカウントにログイン
- ・「Services」→「Investment Registration Services」→「Voluntary Cancellation of Investment Registration」
- ・投資登録の任意取消し申請を提出

- ・申請書類に不備がある場合、投資省は投資家に連絡をする場合がある。
- ・投資登録の任意取消し申請後、商業登録証の取消しを申請する。

2.2.2. 商業登録解除

- ・商業登録およびその他登録の抹消に伴う投資省からの通知書を提出する。

地域統括会社 (REGIONAL HEADQUARTER, RHQ)

2.3. 概要

地域統括会社誘致プログラムは2021年に開始されたもので、投資省とリヤド市王立委員会 (RCRC) による共同イニシアチブであり、サウジアラビアを多国籍企業の地域統括会社 (以下、RHQ) 誘致における主要な地域として位置付けることを目的としている。同プログラムは、サウジアラビアの経済強化と多様化を目指すビジョン2030構想の一環を形成している。RHQは中東・北アフリカ地域 (MENA) で事業を展開する支店、子会社、関連会社を支援し、管理、戦略的方向性を提供することを目的とする。

・プログラムの主な目的

1. 2030年までにRHQをサウジアラビアに誘致・移転させること。
2. RHQが中東・北アフリカ地域における管理権限の中心として機能すること。
3. 中東・北アフリカ地域向けに高度な才能を持つ幹部・上級管理職をサウジアラビアに誘致・確保すること。

・必須活動：地域戦略策定と戦略的管理機能

1. RHQの地域戦略策定機能には以下が含まれる。
 - (a) 地域戦略策定と監視、(b) 戦略的整合性の調整、(c) 製品およびサービスの地域への定着、(d) 買収、合併、事業売却の支援、(e) 財務実績のレビュー。
2. RHQの戦略的管理機能には以下が含まれる。
 - (a) 事業計画策定、(b) 予算編成、(c) 事業調整、(d) 新規市場機会の特定、(e) 地域市場・競合他社・事業運営のモニタリング、(f) 地域向けマーケティング計画、(g) 事業運営・財務報告。

・任意活動は以下の通り。

- (a) 販売・マーケティング支援、(b) 人事・労務管理、(c) 研修サービス、(d) 財務管理・外国為替・資金管理センター業務、(e) コンプライアンス・内部統制、(f) 経理、(g) 法務、(h) 監査、(i) 調査・分析、(j) コンサルティングサービス、(k) 業務管理、(l) 物流・サプライチェーン管理、(m) 国際貿易、(n) 技術支援・エンジニアリング支援、(o) ITシステムネットワーク運用、(p) 研究開発、(q) 知的財産権管理、(r) 生産管理、(s) 原材料・部品調達。

・インセンティブ

1. 法人税免除 (30 年間)
2. 承認された RHQ 活動に関連する源泉徴収税免除 (30 年間)
3. サウジアラビア人雇用義務 (サウダイゼーション) の免除 (10 年間)
4. ビザの発給制限の適用除外と早期取得
5. 駐在員の配偶者の就労許可の供与 (Ajeer プログラム)
6. RHQ 従業員の扶養家族の年齢引き上げ (18 歳から 25 歳へ)
7. 医療・技術分野の資格認定を除き、RHQ 従業員の職業資格認定要件免除
8. プレミアム居住権の供与 (最高幹部とその家族向け)
9. 投資省による包括的サービス (ビジネスおよび個人生活) の提供
10. 政府調達への参加

24. 登録要件および手続き

※Investor Guide 12th Edition 05-2025 参照

企業が RHQ を設立する場合、投資省に投資登録を行う必要がある。地域統括投資登録後、企業は商業省への登録手続きおよびその他の二次的必須登録手続きを行う。

24.1. 必要書類

※法的に拠点を置く国のサウジアラビア大使館による認証を受ける必要がある

- (1) 商業登録証または営業許可証の写し
- (2) サウジアラビアおよび当該企業本社所在地国を除く、少なくとも 2 か国で発行された商業登録証または営業許可証の写し
- (3) 前会計年度の年次監査済み連結財務諸表

24.2. 要件

- (1) サウジアラビアおよび当該企業本社所在地国を除き、子会社または支店を通じて、少なくとも 2 つの異なる国に事業拠点を有している。
- (2) サウジアラビア国内で登記された子会社・支店であること。
- (3) 収益を生み出す商業活動を直接行ってはならない。
- (4) ライセンス取得後 6 ヶ月以内に、RHQ 必須活動を開始しなければならない。
- (5) ライセンス取得後 1 年以内に、少なくとも 3 つの任意活動を開始しなければならない。
- (6) 必須活動の実施は、企業の本社または他の地域本部において培われた関連する技能と知識を有している必要があり、そのうち少なくとも 3 名の従業員は執行役員レベルおよび副社長レベルでなければならない。

- (7) ライセンス取得後1年以内に、常勤従業員を少なくとも15名雇用しなければならない（上記上級管理職を含む）。
- (8) RHQ ライセンスは、以下のいずれかの状況において、投資省により取消されることがある。1. 必須または任意活動を開始しないこと、また期間内に最低限の従業員数を雇用しないこと。2. 必須活動の停止、または3つの任意活動の停止。3. RHQ ライセンス条件のいずれかの不履行。4. その他、投資省が定めるライセンス規定の違反で「取消事由」に該当するもの。

付録 関連資料

Appendix 1 MISA Investment Registration Certificate

Investment Registration Number رقم تسجيل الاستثمار
 Registration Date تاريخ التسجيل
 Update Date تاريخ التحديث
 Unified Number الرقم الموحد
 Registration Status حالة التسجيل Active

Print Date

Investment Registration Certificate شهادة تسجيل الاستثمار

الموقع Location	رقم الهاتف Phone: +96611	اسم المنشأة Entity Name
رأس المال Capital	الجوال Mobile	الكيان القانوني Legal Entity
العنوان Address	البريد الإلكتروني Email	الكيان القانوني Legal Entity

الحصة Share	الجنسية Nationality	رقم المستثمر Investor No	أسماء الشركاء Shareholders Names
100.0 %			

You can verify this document and find more details about the investment registration and its related activities by visiting the Ministry of Investment's website or by scanning the QR code at the top.

يمكنكم التحقق من صحة هذه الوثيقة ومعرفة تفاصيل أكثر عن بيانات التسجيل الاستثماري والأنشطة المرتبطة به من خلال زيارة موقع وزارة الاستثمار أو مسح الرمز أعلاه.

وزارة الاستثمار Ministry of Investment

VISION رؤية 2030
 المملكة العربية السعودية KINGDOM OF SAUDI ARABIA

(出所 : International Accountants)

Appendix 2a Commercial Registration QR Code

Commercial Registration Certificate

Company

- National Number :
- Release date :
- Entity Type : Limited liability company
- Company Characteristics : (One person)
- Status : Active

Basic data of the commercial register

1900 mc.gov.sa

(出所 : International Accountants)

Appendix 2b Commercial Registration Certificate



وزارة التجارة
Ministry of Commerce

شهادة تسجيل الشركة Company Registration Certificate

الرقم الموحد :
رقم المنشأة :
التاريخ :

الاسم التجاري للشركة :
نوعها :
مدة الشركة :
مركزها الرئيسي :
هاتف :
النشاط :
رأس المال :
المديرون :
سلطات المدير/المديرون :

جنسيتها :
تبدأ من :
الرمز البريدي :
ص. ب :
ملكية الشركة :

وتنتهي في :
تبدأ من :
الرمز البريدي :
ص. ب :
ملكية الشركة :

1 :
2 :
3 :
4 :
5 :
6 :
7 :
8 :
9 :
10 :
11 :
12 :
13 :
14 :
15 :
16 :

يشهد مكتب السجل التجاري بمدنية :
وتنتهي صلاحية الشهادات في :
بأنه تم تسجيل الشركة المدجوره باسم :
بموجب الإيصال رقم :
وتاريخ :

To Verify The Information Of This Certificate Visit <http://www.mc.gov.sa>
 المملكة العربية السعودية | Kingdom of Saudi Arabia | الرياض 11162 | Riyadh 11162 | +966 11 294 4444 | www.mc.gov.sa | MCgovSA

(出所 : International Accountants)

Appendix 3 ZATCA Registration Certificate

Zakat Registration Certificate

The Zakat, Tax and Customs تشهد هيئة الزكاة والضريبة

Authority certifies that the Taxpayer والجمارك أن المكلف /

Entity Unified No./ID No الرقم الموحد للمنشأة / رقم هوية

Is registered on مسجل لديها بتاريخ
AD الموافق

(The Twenty first of Dhu al-Qi'dah one thousand four hundred forty- (الحادي والعشرون من ذو القعدة ألف وأربعمائة وستة وأربعون هجري)
six Hijri)

Was granted this certificate to complete all transactions. وقد منح هذه الشهادة لإنهاء جميع معاملاته .

يمكن التحقق من صلاحية الشهادة عبر موقع الهيئة www.zatca.gov.sa

The validity of the certificate can be verified via the Authority's Website www.zatca.gov.sa

zatca.gov.sa 19993 @zatca...sa هذه الوثيقة مستخرجة من النظام الآلي ولا تحتاج إلى توقيع
و لا يعتد بهذه الشهادة إلا بعد التحقق من موقع الهيئة
www.zatca.gov.sa

(出所 : International Accountants)

Appendix 4 VAT Registration Certificate

TIN الرقم المميز

Certificate No. رقم الشهادة

Certificate date تاريخ الشهادة



هيئة الزكاة والضريبة والجمارك
Zakat, Tax and Customs Authority

المملكة العربية السعودية
Kingdom of Saudi Arabia

شهادة تسجيل في ضريبة القيمة المضافة

VAT Registration Certificate

تشهد هيئة الزكاة والضريبة والجمارك بأن المكلف أدناه مسجل في ضريبة القيمة المضافة بتاريخ ٢٠٢٥/١١/١٣ م
 The Zakat, Tax and Customs Authority certifies that taxpayer below is VAT registered on 13/11/2025 AD

Taxpayer Name	<input type="text"/>	اسم المكلف
VAT Registration Number	<input type="text"/>	رقم التسجيل الضريبي
Effective Registration Date	<input type="text"/>	تاريخ نفاذ التسجيل
Taxpayer Address	<input type="text"/>	عنوان المكلف
CR / License	<input type="text"/>	رقم السجل التجاري
Contact / ID No	<input type="text"/>	الرقم / الهوية
Tax Period	<input type="text"/>	الفترة الضريبية
First Filing due date	<input type="text"/>	تاريخ استحقاق أول إقرار ضريبي

ملاحظة: كمكلفين مسجلين في ضريبة القيمة المضافة، لا يجوز لكم تحصيل ضريبة القيمة المضافة من عملائكم قبل تاريخ نفاذ التسجيل في الضريبة. وفي حال تبين غير ذلك ستقوم هيئة الزكاة والضريبة والجمارك بتنفيذ الغرامات المستحقة

Note: As a VAT registered taxpayer, you are not allowed to collect VAT from your customers prior to the effective date of the tax registration. If otherwise approved, The ZAKAT, Tax and Customs Authority will impose the applicable penalties




zatca.gov.sa 19993 @zatca.sa




هذه الوثيقة مستخرجة من النظام الآلي ولا تحتاج إلى توقيع
و لا يعتد بهذه الشهادة إلا بعد التحقق من موقع الهيئة
www.zatca.gov.sa

(出所：International Accountants)

Appendix 5 QIWA Nationalization Certificate






Nationalization Certificate

Certificate ID	Issue date	Expiration date
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

Renewal/update date ▶

Certificate status  **Verified**

Establishment name


Establishment Number

Commercial Register Number

Unified Establishment Number *

Nitaqat level

Nationalization rate **100%**




The Ministry of Human Resources and Social Development certifies that the above mentioned Establishment has achieved the required Saudization rate and has been granted this certificate upon request.

The certificate is electronically generated and approved by the authority. It does not require any signature or stamp.

تفهد وزارة الموارد البشرية والتنمية الاجتماعية بأن المنشأة المذكورة أعلاه حققت نسبة التوطين المطلوبة وتم منحها هذه الشهادة بناءً على طلبها.

الشهادة تم إنشاؤها إلكترونياً ومعتمدة من الجهة المختصة ولا تحتاج إلى ختم أو توقيع.



(出所：International Accountants)

Appendix 6 Chamber of Commerce Certificate

شهادة اشتراك Membership Certificate		غرفة الرياض Riyadh Chamber
Membership No. :		رقم العضوية الموحد :
Date of Issue:		تاريخ الاصدار:
Membership Class :		درجة العضوية :
Riyadh Chamber Certifies		تشهد الغرفة التجارية الصناعية بالرياض بأن
Commercial Registration No.		مفيدة بالسجل التجاري / الترخيص رقم :
Certificate Expires on		يتهي سران هذه الشهادة في

 **الخدمات الإلكترونية**
E-SERVICES
الخدمات الإلكترونية لغرفة الرياض - بوابة الأعمال © Riyadh Chamber E-Services
920004565

- يلزم التحقق من الوثيقة عبر الرابط <https://mybusiness.chamber.sa> ، أو تطبيق (سند) للأجهزة المحمولة أو الرقم الموحد دون ادنى مسؤولية على الغرفة عن محتوى الوثيقة.
- تعد هذه الورقة من الوثائق الإلكترونية لغرفة الرياض، ويمنع تعديلها اول محاولة العبث بها وتصبح لاغية حال محاولة تعديلها وتعرض صاحبها للملاحقة القانونية.

(出所：International Accountants)

Appendix 7 GOSI Registration Certificate

التاريخ
الموافق
رمز الشهادة

شهادة

إسم المنشأة :

السعودية
رقم الإشتراك :
رقم السجل التجاري:

رقما
كتابة

عدد المشتركين السعوديين
عدد المشتركين غير السعوديين
المجموع

تشهد المؤسسة العامة للتأمينات الإجتماعية بأن المنشأة المذكورة أعلاه قد أوفت بالتزاماتها تجاه المؤسسة
وفق البيانات المقدمة منها حتى تاريخ إصدار هذه الشهادة ، والتي تم منحها لتقدمها لأية جهة تطلبها ، وهي
صالحة لجميع الأغراض التي نص عليها نظام التأمينات الإجتماعية في المادة (١٩/٦) منه.
هذه الشهادة سارية المفعول حتى
يلزم التحقق من صحة وصلاحيه الشهادة عبر زيارة الرابط
أدناه في الموقع الإلكتروني للمؤسسة العامة للتأمينات الإجتماعية
عن طريق استخدام
الرمز المعرف التالي :

www.gosi.gov.sa/vc

(الشهادة معتمدة من صاحب الصلاحية ولا تحتاج إلى توقيع أو ختم)

www.gosi.gov.sa
800 1243344

ننهادة

التأمينات الإجتماعية
بمختلف من محلات

تعد هذه الشهادة من الوثائق الإلكترونية الحكومية الرسمية ، ويعتبر قطعها تقليدها أو إدخال أي تعديلات عليها سواء بالإضافة أو الحذف
أو التغيير في بياناتها أو غير ذلك من أنواع التعديل ، وتعد الشهادة لاغية إذا شابهها شيء من ذلك ، كما تعرض صاحبها للملاحقة التنظيمية
أمام الجهات المختصة بالإضافة إلى مايفرضه نظام التأمينات الإجتماعية من عقوبات ، ولإيجوز تداول الشهادة إلا في الأغراض التي
أصدرت لأجلها وفقا لأحكام نظام التأمينات الإجتماعية ، والمؤسسة العامة للتأمينات الإجتماعية غير مسؤولة عن أي أثار أخرى مترتبة
قبل الغير عن الشهادة وغير مسؤولة عن أي عملية تزوير أو تعديل تتم على البيانات الواردة فيها .

عام Public

(出所 : International Accountants)